

## 意見書

平成13年1月11日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

株式会社ディーディーアイ  
日本テレコム株式会社  
ケーブルアンド・ワイアレスIDC株式会社  
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社  
北海道総合通信網株式会社  
東北インテリジント通信株式会社  
東京通信ネットワーク株式会社  
北陸通信ネットワーク株式会社  
中部テレコミュニケーション株式会社  
大阪メディアポート株式会社  
中国通信ネットワーク株式会社  
株式会社四国情報通信ネットワーク  
九州通信ネットワーク株式会社  
沖縄通信ネットワーク株式会社  
イー・アクセス株式会社  
日本BT株式会社  
ライトネット株式会社  
ヘルスリー・コミュニケーションズ株式会社

平成12年12月13日に報道発表資料として公表されました東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の「Lモード」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

《意見提出者》

郵便番号 163-8003  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号  
氏 名 株式会社ディーディーアイ  
代表取締役社長 奥山 雄材  
(連絡先) 社長室 企画部 企画グループ  
課長 篠原 聡兵衛  
松長 能史  
黒田 千春  
電 話 03-3347-5549  
F A X 03-3347-7422  
e-mail [shino@kddi.com](mailto:shino@kddi.com)  
[takafumi@kddi.com](mailto:takafumi@kddi.com)  
[chiharuk@kddi.com](mailto:chiharuk@kddi.com)

郵便番号 104-8508  
住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号  
氏 名 日本テレコム株式会社  
代表取締役社長 村上 春雄  
(連絡先) 経営企画部 接続企画グループ  
担当部長 白石 規哲  
吉野 充信  
加藤 俊司  
電 話 03-4288-8018  
F A X 03-5543-1969  
e-mail [myoshino@japan-telecom.co.jp](mailto:myoshino@japan-telecom.co.jp)  
[shunji@nts.japan-telecom.co.jp](mailto:shunji@nts.japan-telecom.co.jp)

郵便番号 111-8061  
住 所 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号  
氏 名 ケーブル・アンド・ワイアレスIDC株式会社  
代表取締役社長 サイモン・カニンガム  
(連絡先) 制度業務部 小林 篤来  
電 話 03-5820-5080  
F A X 03-5820-5363  
e-mail [a.kobayashi@cwidc.com](mailto:a.kobayashi@cwidc.com)

郵便番号 100-0005  
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号  
氏 名 エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 ヴィノード・クマール  
(連絡先) 経営企画部 野口 幸男  
電 話 03-5539-0071  
F A X 03-5539-0072  
e-mail [noguchi.yukio@wcom.co.jp](mailto:noguchi.yukio@wcom.co.jp)

郵便番号 060-0031  
住 所 札幌市中央区北一条東二丁目 5 番 3  
氏 名 北海道総合通信網株式会社  
取締役社長 吉田 晃浩  
(連絡先) 経営管理部長 上野 久雄  
電 話 011-341-3000  
F A X 011-341-3240  
e-mail [ueno@hotnet.co.jp](mailto:ueno@hotnet.co.jp)

郵便番号 980-0804  
住 所 宮城県仙台市青葉区大町二丁目 15 番 28 号  
氏 名 東北インテリジェント通信株式会社  
代表取締役社長 相原 孝志  
(連絡先) 営業企画部 守屋 美比古  
営業企画部 木村 豊茂  
電 話 022-799-4301  
F A X 022-799-4209  
e-mail [kimura@tohknet.co.jp](mailto:kimura@tohknet.co.jp)

郵便番号 108-8525  
住 所 東京都港区芝浦四丁目 9 番 25 号  
氏 名 東京通信ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 岩崎 克己  
(連絡先) 経営企画部 塚本 博之  
経営企画部 本多 隆之  
電 話 03-4555-2421  
F A X 03-4555-4886  
e-mail [thonda@is.ttnet.co.jp](mailto:thonda@is.ttnet.co.jp)

郵便番号 920-0993  
住 所 金沢市下本多町五番丁 26 番地  
氏 名 北陸通信ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 豊田 邦男  
(連絡先) 企画部 松島 英章  
電 話 076-209-5501  
F A X 076-209-5508  
e-mail [matusima@htnet.co.jp](mailto:matusima@htnet.co.jp)

郵便番号 460-0008  
住 所 名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号  
氏 名 中部テレコミュニケーション株式会社  
代表取締役社長 木村 洋一  
(連絡先) 企画部 浅井 文博  
電 話 052-740-8010  
F A X 052-740-8932  
e-mail [t-asai@nt.ctc.co.jp](mailto:t-asai@nt.ctc.co.jp)

郵便番号 530-6691  
住 所 大阪市北区中之島六丁目 2 番 27 号  
氏 名 大阪メディアポート株式会社  
代表取締役社長 大土井 貞夫  
(連絡先) 経営企画グループ 楠田 勝之  
電 話 06-7501-0605  
F A X 06-7501-0610  
e-mail [ka-kusuda@po.omp.co.jp](mailto:ka-kusuda@po.omp.co.jp)

郵便番号 730-0855  
住 所 広島市中区小網町 6 番 12 号  
氏 名 中国通信ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 池上 孝夫  
(連絡先) 企画部 田中 武治  
電 話 082-523-8507  
F A X 082-523-8541  
e-mail [t-tanaka@ctnet.co.jp](mailto:t-tanaka@ctnet.co.jp)

郵便番号 761-0195  
住 所 香川県高松市春日町 1735 番地 3  
氏 名 株式会社四国情報通信ネットワーク  
代表取締役社長 佐藤 洋一  
(連絡先) 企画部 和泉 光敏  
企画部 大林 伸二  
電 話 087-887-2402  
F A X 087-887-2451  
e-mail [soobayashi@stnet.co.jp](mailto:soobayashi@stnet.co.jp)

郵便番号 810-0001  
住 所 福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号  
氏 名 九州通信ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 田中 進  
(連絡先) 経営企画部 井上 雅美  
電 話 092-981-7291  
F A X 092-981-7600  
e-mail [minoue@qtnet.co.jp](mailto:minoue@qtnet.co.jp)

郵便番号 900-0034  
住 所 沖縄県那覇市東町 4 番地 1  
氏 名 沖縄通信ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 久場川 森男  
(連絡先) 企画部 國場 勝己  
企画部 中村 裕  
電 話 098-866-7727  
F A X 098-866-7587  
e-mail [nakamura@otnet.co.jp](mailto:nakamura@otnet.co.jp)

郵便番号 105-0001  
住 所 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 21 号  
氏 名 イー・アクセス株式会社  
(連絡先) 代表取締役社長 千本 倅生  
企画部 部長 庄司 勇木  
電 話 03-5777-8215  
F A X 03-5425-2701  
e-mail [shoji@eaccess.net](mailto:shoji@eaccess.net)

郵便番号 107-6024  
住 所 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号  
氏 名 日本 B T 株式会社  
(連絡先) Chief Operating Officer (COO) クリス・ノース  
バイス・プレジデント エクスターナルリレーションズ  
トニー・コックス  
電 話 03-5562-6041  
F A X 03-3505-5863  
e-mail [coxt@btj.co.jp](mailto:coxt@btj.co.jp)

郵便番号 105-0004  
住 所 東京都港区赤坂五丁目 9 番 1 号  
氏 名 ライトネット株式会社  
(連絡先) 代表取締役 宇賀神 高志  
東京技術部 部長 半坂 剛  
電 話 03-5733-2322  
F A X 03-5733-2324  
e-mail [t-hanzaka@rightnet-t.com](mailto:t-hanzaka@rightnet-t.com)

郵便番号 105-0001  
住 所 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 20 号  
氏 名 レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社  
(連絡先) 代表取締役会長 池内 健浩  
レギュラトリー担当 石川 幸代  
電 話 03-5777-0800  
F A X 03-5777-0801  
e-mail [yukiyo.ishikawa@level3.com](mailto:yukiyo.ishikawa@level3.com)

< 総論 >

先に公表されましたNTT地域会社殿の「Lモード」は、その事業内容に多くの問題点があると考えており、今回このような形で公式に意見を提出する機会を設けていただきましたことは、公正競争条件の確保を図り、ひいては電気通信業界の発展に資するものであり、厚くお礼申し上げます。

さて、「Lモード」は以下の点において、問題があると考えております。

NTT地域会社殿が、県外にあるコンテンツサーバまでのバックボーン回線及びインターネットを通じた県外へのコンテンツへのアクセス等を含めた通信の提供を行う。

NTT地域会社殿が県間の専用線部分も含めて料金設定を行う。

上記2点より、利用者から見た場合NTT地域会社殿がISP事業を全国的に一体となって提供しているように映り、実質的にNTT地域会社殿が県境を跨いで通信を提供するサービスであると考えております。

事業領域を分けたNTT再編成の趣旨を考えれば、当該サービスはNTTコミュニケーションズ殿が提供するものであると考えます(その場合においても、NTTコミュニケーションズ殿とNTT地域会社殿との間で、公正な接続が行なわれる必要があります)。役務上地域通信のみの提供であるとしても、このようなサービスをNTT地域会社に認めることは、自社設備を利用しない場合においてはNTT地域会社殿が自由に県間サービスを提供できることになり、事実上事業領域の拡大につながることから、NTT再編成の方針に反する上に、NTT法上も問題があると考えております。

以下に、NTT地域会社殿が行った報告に対し、意見を述べさせていただきますが、本件に関しては、

「IT特別部会」と同様、公開ヒアリング等の意見陳述の場を設けていただくと共に、総務省殿の方針(考え方)を案段階で公表し、改めてパブリックコメントにより意見聴取を行っていただきたい

と考えておりますので、宜しくお取り計らいの程お願いいたします。

## < 各論 >

### 1. 県間通信の料金設定をNTT地域会社殿が行うことについて

#### (2) ネットワーク構成（別添資料1参照）

Lモードの実現にあたり、東西地域会社は、自社ネットワーク内に、利用者からの接続の終端やプロトコル変換の機能等を有する「アクセスポイント」と、Lモードの利用者の認証やサービスに関わるメニュー表示の機能等を有する「ゲートウェイ」を設置します。アクセスポイントはサービス提供開始時より各都道府県に1箇所以上設置し、ゲートウェイは東京と大阪に設置します。

「ゲートウェイとインターネットとの接続部分」および「アクセスポイントとゲートウェイ間の県間部分」については、相互接続点を設け、他の電気通信事業者を利用する予定です。

その他、コンテンツサーバとゲートウェイとの専用線による直接接続については、コンテンツ・プロバイダ様側で電気通信事業者と契約していただく予定です

#### (3) ゲートウェイとインターネットとの接続部分について

ゲートウェイとインターネットとの接続部分については、東西地域会社が自らの設備ではなく、他の電気通信事業者の回線を利用し相互接続によりサービスを提供します。

料金については、相互接続の相手側事業者と協議を行い、その合意を前提に、東西地域会社が当該部分を含め料金設定を行い、回収する考えです。

したがって、NTT法及び再編成の趣旨に抵触するものではないと考えています。

#### (4) アクセスポイントとゲートウェイ間について

ゲートウェイを仮に各県毎に設置するとなると、設備コスト等が膨大となり、低廉なサービスが実現できないため、経済合理性の観点からゲートウェイは東京と大阪に集中設置します。アクセスポイントとゲートウェイとの接続が県を超える場合の県間回線は、東西地域会社が自らの設備ではなく、他の電気通信事業者の回線を利用し相互接続によりサービスを提供します。

料金については、相互接続の相手側事業者と協議を行い、その合意を前提に、東西地域会社が料金設定を行い、回収する考えです。

(略)

### 【弊社意見及び要望】

- (1) 「ゲートウェイとインターネットとの接続部分」および「アクセスポイントとゲートウェイ間の県間部分」について、他の電気通信事業者を利用する場合であっても、地域会社が当該部分を含め料金設定・回収を行うことは、実質的にNTT地域会社殿が県境を跨いで通信を扱っていると考えます。
- (2) 平成8年12月6日付郵政省発表資料「NTTの再編成についての方針」によると、「三地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う、特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。」とあります。「県内に終始」しない通信をNTT地域会社殿に認めることはNTT再編成の方針に反すると考えます。（別添《参考》参照）
- (3) また、NTT地域会社の事業領域を定めたNTT法上（第一条2、第二条3）も問題があると考えております。（別添《参考》参照）
- (4) 平成12年12月22日付の電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第一次答申では、NTT地域会社殿の業務範囲が、「各業務区域内の地域電気通信業務（県内通信）」に限定されていること等を前提に、「インセンティブ活用型競争促進方策」が適用される方向とされています。Lモードが認められるようなことがあれば、当該答申そのものもまた形骸化することとなり、法律改正等を含む今後の議論も、無意味なものとなります。（別添《参考》参照）

## 2. 従来のサービスとの整合性について

### (4) アクセスポイントとゲートウェイ間について

(略)

こうした方式は、既に、電報サービスや電話番号案内サービス等において採られており、効率的なサービス実現のために、データベース等を集中配備し、受付センタ等からの県間回線は他の電気通信事業者の回線を利用し、相互接続によりサービスを提供し、東西地域会社がトータルで料金設定しています。また、その他、支店代行電話やオフトーク通信においても相互接続によりトータルで東西地域会社が料金設定しています。

### 【弊社意見及び要望】

- (1) このようなサービス形態は、NTT再編前にサービスを受けていた利用者保護のための措置として、例外的に採られているものと理解しています。
- (2) 平成11年4月23日付郵政省発表資料「『日本電信電話株式会社の再編成に関する実施計画案の概要』に対する意見及びそれに対する郵政省の考え方」においても、「地域会社が隣接県間通話部分を含めて料金設定をすること」を「例外的に認めること」としています。(別添《参考》参照)
- (3) 新規サービスにおけるこのような形態での提供は、事実上NTT地域会社の事業領域の拡大につながると共に、事業領域を分けたNTT再編成の趣旨に反するものと考えております。
- (4) NTT再編後に新たに出されたサービスも以上の趣旨に合致していると認識しております。(なお、電気通信事業法付則第5条1では東西NTTの電報の業務範囲については、受付・配送にかぎられています。)

## 3. 「Lモードはインターネット接続サービスに該当しない」という主張について

### 【弊社意見及び要望】

- (1) NTT地域会社殿の主張によると、「固定電話機にはIPアドレスを付与しないので、インターネット接続サービスには該当しない」とあります。  
(<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NCC/NEWS/20001204/2/>)
- (2) NTT地域会社殿によるLモードサービスの提供で問題となるのは、NTT法及びNTT再編成の基本方針等が規定する通り、当該通信が「県内に終始する通信」か否かであると考えます。
- (3) つまり問題となるのは、「NTT地域会社がインターネット接続サービスを提供すること」ではなく、「NTT地域会社が“県内に終始”しないサービスを提供すること(料金設定等を含む)」であり、固定電話機にIPアドレスを付与するか否かは直接の議論の対象ではないものと考えます。
- (4) なお、Lモードサービスがインターネットサービスに該当するか否かについては、平成12年10月18日付けのNTT地域会社殿のプレスリリースにおいて、「家庭用の電話機等から、情報検索やメールの送受信のインターネットサービスが利用できる「Lモード」を来春より提供する予定です。」との記述があること(<http://www.ntt-east.co.jp/release/0010/001018a.html>)、Eメールの送受信等インターネットとの通信が可能ということから、Lモードはインターネットサービスであると理解しております。

以上

《参考》NTT地域会社殿の事業領域に関する規定

日本電信電話株式会社等に関する法律

<p>第一条（目的）</p> <p>2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、<u>地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。</u></p> <p>第二条（事業）</p> <p>3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。</p> <p>一 <u>それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、郵政省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）</u></p>
--

NTTの再編成についての方針（平成8年12月6日、郵政省）

<p>三 地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う、特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
--

「日本電信電話株式会社の再編成に関する実施計画案の概要」に対する意見及びそれに対する郵政省の考え方（平成11年4月23日、郵政省）

<p>2 承継会社に引き継がせる電気通信業務の種類及び範囲</p> <p>(1) 電気通信業務の種類</p>	
<p style="text-align: center;">提出された意見の概要</p> <p>1 地域会社は県内通信を、長距離会社は県間通信を提供するという基本方針を守るべきであり、隣接県間通話を地域会社のサービスで、又は県内通話を長距離会社のサービスで行うことは許容すべきでない。</p> <p>2 隣接県間通話を含む地域会社の割引サービスや県内通話を含む長距離会社の割引サービスの提供は、特例措置としなくとも、全体としてのサービス水準の維持は可能であると考えられ、公正競争の観点から認めるべきでない。</p>	<p style="text-align: center;">郵政省の考え方</p> <p>再編成に当たっては、地域会社が県内通信を提供し、長距離会社が県間通信を提供することとしているが、利用者利便性の維持の観点から、既に実施しているテレホーダイやテレジョーズなど一部の割引サービスについて、隣接県間通話を地域会社のサービスとすること（地域会社が隣接県間通話部分を含めて料金設定をすること）や県内通話を長距離会社のサービスとすること（長距離会社が県内通話部分を地域会社に業務委託すること）を例外的に認めることとしている。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>4 承継会社に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務</p> <p>(3) 利用者利便の確保に関する具体的措置</p>	
<p>8 「地域会社は、電話サービスにおける県内通話を含む選択制による通話料金月極め割引を引き続き提供する」が拡大解釈されると、地域会社は接続によって国際の料金設定も可能となり、根本論に係わる問題となる。</p>	<p>エリアプラス等隣接県間通信を含む割引サービスを地域会社が提供することについては、改正NTT法の趣旨に照らして例外的措置であると考ええる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要  
(平成11年2月16日、郵政省)

2 承継会社に引き継がせる電気通信業務の種類及び範囲

(1) 電気通信業務の種類

各承継会社に引き継がせる電気通信業務は、下表に掲げる役務を提供する業務とする。

役務の種類		地域会社	長距離会社
音声伝送役務	電話	電話(県内)	電話(県間)
	総合デジタル通信	総合デジタル通信 (基本通信モード・県内)	総合デジタル通信 (基本通信モード・県間)
	オプトーク通信	オプトーク通信	-

電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第一次答申(平成12年12月21日)

3 NTTの在り方

(7) インセンティブ活用型競争促進方策

イ NTTグループに対する規制内容とその必要性

インセンティブ活用型競争促進方策は、現在のNTTに対する規制を一定の条件の下で緩和・徹底するものであるため、その具体的内容の検討に当たっては、現在のNTTグループに対する規制内容とその必要性を整理した上で、当該規制を緩和・徹底するための条件(=インセンティブ活用型競争促進方策の具体的内容)とそれによって期待される効果につき検討を行うこととしたい。

東・西NTTの業務範囲規制としては、東・西NTTの地域網の事実上の独占に着目し、独占力の弊害が地域通信市場以外の他の電気通信市場に及ぶことを防止し、厳格に公正競争を確保するため以下の規制がある。

- (a) 各業務区域内の地域電気通信業務(県内通信)に限定
- (b) 他業務区域内の地域電気通信業務は認可事項
- (c) 地域電気通信業務はすべて自己設備により提供